

## 振動規制法の特定施設

1	金属加工機械	
	(イ)	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	(ロ)	機械プレス
	(ハ)	せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。）
	(ニ)	鍛造機
	(ホ)	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	コンクリートブロックマシーン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	
	(イ)	ドラムバッカー
	(ロ)	チップパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
7	印刷機（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成型機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	